

保護司～立ち直りを支える地域のボランティア～

飯野きみ子 千葉県野田地区保護司会長

飯野 満 茨城県保護司会連合会会長

今福章二 保護局総務課長



(左から) 飯野満氏, 飯野きみ子氏, 今福章二氏

発表概要

日本の更生保護は、全国に約4万8,000人いる保護司に支えられている。保護司は、身分は非常勤の国家公務員であるが、本質的には、地域の市民ボランティアである。

本報告では、まず、飯野きみ子氏が、保護観察の処遇事例を紹介しつつ、日本の保護司が日々、親身になって対象者と向き合い、対象者との心的交流をベースに立ち直り支援をしていることを述べる。

次に、飯野満氏から、保護司会が運営する更生保護サポートセンターで保護観察対象者の面接や処遇について関係する保護司が協議するだけでなく、地域のニーズに応じた犯罪予防や青少年健全育成のための地域活動に組織的に取り組み、地域の安全・安心の拠点となっていることについて報告する。

最後に今福章二氏から、近年、保護司の安定的確保などの課題も指摘されているが、地域の隣人として、一対一の人間関係（信頼関係）を基礎として保護観察を行う保護司の存在は、日本の低い犯罪率の実現に欠かせないことなどを述べてまとめる。

略歴

飯野きみ子 元小学校教員。千葉県野田市立木間ヶ瀬(きまがせ)小学校長を最後に退職。平成16年12月に保護司に就任。以後、地域の少年や成人の保護観察などを多数担当した。平成27年からは、野田地区保護司会長。平成23年には、法務省が実施した保護司制度の基盤整備検討会委員を務めた。

飯野 満 キヤノン株式会社勤務中の昭和60年、保護司に就任。以後、会社員として働く傍ら、地域の少年や成人の保護観察などを多数担当した。平成18年からは、龍ヶ崎地区保護司会長、平成27年からは、茨城県保護司会連合会会長を務める。同氏のリーダーシップにより、更生保護サポートセンターを拠点とする多彩な地域活動が県内で展開されている。

今福章二 昭和60年、法務省入省。在外研究によりサイモンフレイザー大学(カナダ)で犯罪学修士号を取得。那覇保護観察所長、保護局の精神保健観察企画官、参事官、観察課長等を経て、現職。

アセアン諸国における保護観察の発展

ナラス サバスタナン警察大佐，博士

タイ法務省保護局長



発表概要

2014年にアセアン加盟国により採択された保護観察及び非拘禁措置のためのロードマップは，採択以後，着実に実行されている。これまで開催されてきた「社会内処遇発展のためのアセアン・セミナー」では，非拘禁処遇における核となる課題について，加盟各国間で意見交換などを行ってきた。その主要な課題の一つとして，フ

ィリピン，シンガポール及びタイで採用されている保護観察におけるボランティアの活用策が議論されてきた。

タイにおける保護司制度は1986年に始まり，現在ではより広範な市民からの参加を促すため保護司制度の改革に取り組んでいる。その改革の要点は，1) 保護司の委嘱最低年齢の20歳までの引下げ，2) 採用プロセスの迅速化，3) OJTの採用，である。

シンガポールやフィリピンでは，このようなボランティアを活用する制度が1970年代に始まっており，それぞれ責任機関の方針により委嘱最低年齢，採用プロセス，職務などに違いはあるものの，その制度の実施については，タイの保護司制度と類似点も多い。

アセアン諸国それぞれの保護観察制度の発展水準には違いはあるが，過去5年においてアセアン域内の協力は格段に進展している。更生保護への市民参加は，将来に向けたアセアン域内の協力の発展にとって最も潜在的な可能性を持つ分野のひとつである。

略歴

ナラス・サバスタナン警察大佐，博士は，現在，タイ法務省保護局長である。フロリダ州立大学犯罪学博士号及び刑事司法分野における広範な経験を持つ。

ナラス氏は，これまで法務省特別捜査局副局長，同省自由・権利保護局長など様々な重責を担ってきた。2015年の保護局長就任に当たり，新たなアプローチとして，市民社会と刑事司法システム間における信頼の醸成を通じた非拘禁措置の促進，対象者の電子監視システムなどの新たな技術開発や法執行諸機関や地域社会とのネットワークの拡大など様々な新規施策を実施してきた。

地域援助サービスを通じた保護観察及びリエントリーの促進：ケニアにおける保護司プログラムの役割

クレメント オケチ

ケニア内務省保護局次長

発表概要

刑事司法における地域社会の関与は、真新しいことではなく、すでに多くの国の保護観察制度や犯罪者処遇制度において取り込まれているものである。国によっては、地域社会の関与は不可欠であり、拘禁前、拘禁中、拘禁後という刑事司法の全ての段階において、地域社会が関与している。しかし、残念ながら、多くの場合、このような地域社会の関与は期待されるほどの成果を上げていないのが実情である。



そこで、この発表では、保護観察における地域社会の関与の成功例としてケニアの保護司プログラムに光を当てる。まず、ケニアの保護観察制度が、国際規則や国内の政策方針に準拠して行われていることを説明し、また、保護司プログラムの概念、構造及び運営・管理についても紹介する。さらに保護司が関わる様々な種類の保護観察対象者についても考察する。次に、保護司が地域の代表として、裁判所に対して報告を行ったり、指導監督、相談支援、社会への再統合について、ファシリテーター的な役割を演じていることを紹介する。さらに、保護司プログラムが直面する課題についても議論し、それらを改善する努力についても述べる。最後に、ケニアの保護司プログラムの発展への提言を述べ、発表を締めくくることとする。

略歴

クレメント・オケチ氏は、28年間にわたり、保護観察実務に従事。現在、ケニア内務省保護局次長を務め、裁判所駐在保護観察所関連業務、法務関連業務、人権関連業務、保護観察における多機関連携促進の調整等に携わっている。

オケチ氏は、裁判所による保護観察命令（保護観察と社会奉仕命令）、少年司法と少年保護、社会へのリエントリー、犯罪者処遇政策実務に関する広範な知識と技能を有する。元ケニア国家保護観察官協会議長であり、現在もケニアにおいていくつかの刑事司法委員会の業務に従事している。

オケチ氏は、保護観察実務関係の書籍の執筆のほか、数々の国際会議において発表している。英国ロンドンにあるミドルセックス大学から少年司法、地域安全及び応用犯罪学修士を授与されている。

オランダにおける「支援と責任の輪」(CoSA)の成功

オードリー アラース

オランダ保護観察局 CoSA 担当参事官



発表概要

オランダにおける「支援と責任の輪」(CoSA)は、2016年10月に保護観察対象者の社会への再統合に顕著な貢献をしたとして、ヨーロッパ保護観察連盟(CEP)の「社会的包摂」部門表彰を受彰する荣誉に浴した。

ほとんどの性犯罪者がオランダ社会から阻害されているという現実から、我々は英国における「責任と援助の輪」(CoSA)の取組を参考にした。2009年の終わりに最初の「輪」を開始した。これまでに、100以上の「輪」を開始し、350人以上の一般市民が「輪」に関与できるよう、研修を提供してきた。2017年第一四半期では、71人の犯罪者の「輪」が活動中である。

主要な理念の一つである「誰も使い捨てではない。」という言葉から、我々は性犯罪者を一般社会の一員と位置づけている。この「輪」で対応できるとされた性犯罪者一人につき3から5名の一般市民の支援を受ける。これらの市民は「輪」のボランティアとして研修を受け、性犯罪者に対して自分たちと同じ社会の一員として接する。我々のボランティアは、性犯罪者が「これ以上の被害者を出さない」という確証を得るための援助をすることに対して、誇りを持っている。その他の特徴として、ボランティアたちは、性犯罪者たちの同意に基づいて支援を行っており、性犯罪者たちが自身の起こした行為について責任を負うよう働きかける。私たちの「輪」の取組は、再統合的シェイミング(恥付け)理論と集団力学の力を証明する成功事例と言えよう。

略歴

オードリー・アラース氏は、ソーシャルワーカーであり、法学修士(法医学、犯罪学及び法学)を持つ。

1994年からオランダ保護観察局で勤務。性犯罪者処遇及び「責任と援助の輪」(CoSA)の実施を専門とする。

現在は、性犯罪者処遇を行うボランティアに対する支援、管理を行う「責任と援助の輪」(CoSA)担当参事官及び調整官を務める。さらに、ヨーロッパ各国における「責任と援助の輪」(CoSA)実施委員会及びヨーロッパ保護観察連盟(CEP)性犯罪専門家グループの一員である。

オーストラリアにおける再犯の減少と社会インパクト投資

ローズマリー・カルアナ

オーストラリア ニューサウスウェールズ州矯正保護局副局長



発表概要

再犯の減少は、オーストラリア各州の矯正保護局が目指す最終的な目標

である。ニューサウスウェールズ州では、この目標を地域の安全にとって最も脅威となる高リスク犯罪者に焦点を当てた、根拠に基づく処遇により達成することとしている。結果として、犯罪行為の促進要因となる反社会的な態度や考えなどの犯罪行為に結びつく諸要因に焦点を当てた処遇に力を注いでいる。

矯正保護機関は、犯罪者は社会の一部を構成していると認識している。だからこそ、再犯防止に向けて、政府や民間を問わず他の司法機関や社会福祉機関の関与を求めているのである。

社会内処遇を受ける犯罪者に提供されるサービスのほとんどは、政府機関であるニューサウスウェールズ州の矯正保護局の更生保護部門により実施される。その他、刑務所から釈放された高リスク犯罪者に対する付加的な援助などの提供については、それぞれ専門性を持つ非政府主体と契約を結び実施することとなる。

それらの実施主体との旧来の契約方式は、提供する処遇サービスの内容を基本とするもので、結果については、政府機関がすべての責任を負う形であったが、2015年に再犯の減少を目的として、ニューサウスウェールズ州政府によって開始されたオーストラリア初となる社会インパクト投資においては、新たな犯罪で刑務所に戻る犯罪者が減少すれば投資が回収できるという結果に焦点を当てた契約となる。このサービスを提供する非政府主体は、金融機関が後ろ盾となっている。そして、社会インパクト投資のリスクは、旧来の投資とは異なり、政府だけでなくすべての関係者が負うこととなっている。

略歴

ローズマリー・カルアナ氏は、ニューサウスウェールズ州矯正保護局の地区責任者を経て、2011年1月に現職に就任。

カルアナ氏は、施設内処遇、社会内処遇を問わず刑事政策及び犯罪者処遇政策の立案と運営に明るく、地域安全と再犯防止のための根拠に基づくサービスを提供する施策に関する改革の実施、発展を主導してきた。また、再犯防止に向けた多くの新規施策の開発にも責任者と

して携わり、現在、これらの施策の実施や非政府組織との契約の枠組みを利用した新たなサービスの発展、実施についても主導している。また、オーストラリア初の再犯防止のための社会インパクト投資の開発と実施についての第一人者である。心理学学士（優等）、経営学修士。